

No. 362【2019年6月28日配信】

文化財課の業務～遺跡と開発行為等との調整～（担当：児玉）

こんにちは。文化財課の児玉です。

文化財課の窓口業務の一つに「遺跡と開発行為等との調整」があります。遺跡（埋蔵文化財）は、文化財保護法で「貴重な国民的財産である」とされており、適切に保護する必要がありますが、いつの間にか遺跡に住宅が建築されたり、資材置場や土取りなどの土木工事が行われたりするなど、開発行為による破壊の危険に常にさらされています。最近では、遺跡であることを知らずに土地を購入されたかたの苦情も、多く寄せられています。

こうした遺跡の破壊やトラブルを未然に防ぐためにも、開発事業者との事前調整が必要です。

具体的には、文化財課にある遺跡の分布データと、開発事業者の計画地と対照した上で、事業計画地に係る遺跡の位置関係を判定します。判定は、基本的に「該当」「隣接地」「該当なし」の3種類です。

かつては、50,000分の1サイズの大きな遺跡地図を使用していたため、遺跡の範囲に該当しているのか、該当していないのか、正しく判定できない場面もありましたが、最近では、住宅地図レベルまでの遺跡地図を整備しましたので、遺跡有無の判定に関するトラブルはなくなりました。

事業計画地が遺跡に該当した場合、文化財保護法が適用になるため、当課と事前協議を行った上で原則的に「試掘調査」を実施し、「土木工事等のための発掘に関する届出書」を提出しなければなりません。

「試掘調査」とは、遺跡の概要や本発掘調査の要否等を把握するため実施するものです。また、遺跡に該当しない土地でも、遺跡が存在する可能性が高い場所については、その有無を確認するため、試掘調査をお願いする場合があります。

「試掘調査」の結果、実際に遺跡の痕跡や遺物が確認された際は、遺跡に影響を与えないような計画に変更できないか、事業者と調整します。しかし、どうしても遺跡に影響を与えるような場合には、「本発掘調査」（原則的に開発事業者が費用負担）を実施することになります。本発掘調査は、開発事業によって消滅する遺跡の内容を詳しく調べ、それらを図面や写真等で記録保存し、後世に永く伝えるために行うものです。

その調査成果は、「発掘調査報告書」にまとめ、青森市民図書館や青森県立図書館などで一般に公開しています。

なお、極めて重要な遺跡の場合は、本市の三内丸山遺跡や高屋敷館遺跡のように開発計画を変更して現状保存することもあります。その場合、史跡に指定するなど恒久的な保存が図られることになります。